

事業者向け！

参加無料

景品表示法に関する説明会

平成 28 年 4 月 1 日に課徴金制度が導入された改正景品表示法が施行され、平成 29 年 1 月 27 日には初の課徴金納付命令が行われるなど、事業者の方が適正な表示を行う取組みがますます重要になっています。

また、令和 5 年 5 月 10 日に景品表示法の改正法案が成立され、事業者の方の自主的な取組、違反行為に対する抑止力の強化が求められるようになりました。

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、以下のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。ぜひご参加ください。

日 時	令和 5 年 10 月 26 日（木曜日） 午後 2 時～午後 4 時
方 法	オンライン開催（Webex を利用予定）
定 員	250 名（定員を超えた場合は抽選となります）
対 象	大阪府内で事業を行っている事業者及び事業者団体
講 師	公正取引委員会 担当職員
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法の概要 ・ 景品表示法の違反事例 ・ 質疑応答等
申込方法	インターネット（大阪府行政オンラインシステム） 【令和 5 年 10 月 6 日（金曜日）まで】
申込期間	大阪府行政オンラインシステム URL： https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home ※「大阪府行政オンラインシステム」内「手続き一覧（事業者向け）」にて、 [キーワード検索] の入力欄に「景品表示法」と入力し、[検索] ボタンをクリックします。 表示された手続きフォームより、お申し込みください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本説明会では、参加者による録音・録画は禁止します。 ・ 1 アカウントで視聴するのは申請者本人のみとします。 ・ 本セミナーにかかる通信やその他にかかる費用等は参加者の負担とします。 ・ 参加者の皆様の通信環境や通信回線の状況により中断される可能性があります。通信状況の悪化や遮断、機器トラブルに関して、主催者は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご理解の上、お申し込みください。
そ の 他	(1) 参加申込が 250 名を超えた場合は抽選となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業所につき 1 名を優先して抽選させていただきます。 ・ 1 事業所からの複数名の応募は、抽選による参加者決定後、枠に余裕がある場合のみ当選とさせていただきます（多数の場合はさらに抽選）。 (2) 参加決定については、令和 5 年 10 月 13 日（金曜日）までに、当選者の方へのみ、メールにてお知らせします。 なお、参加可否の決定後、接続テストを行います。日時等については、参加決定に関するお知らせの際に併せてお知らせします。 (3) 障がい等により配慮を希望される方は、インターネット申請の所定欄にその旨ご記入ください。
主 催	大阪府
問 合 せ	大阪府消費生活センター事業グループ 電話：06 - 6612 - 7500（直通） FAX：06 - 6612 - 0090

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDG s の推進を図り、SDG s 先進都市をめざしています。

本事業は、SDG s に掲げる 17 のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。



©2014 大阪府もずやん